

平成24年11月22日

「新食品表示制度についての意見交換会」に対する意見の提出

財団法人食品産業センター

我が国食品製造事業者は、国民にとって生活の基本となる安全な食品を安定的に供給するため、企業の社会的責任への取組みの強化、コンプライアンスの向上等のもとより、食品の安全性・品質管理の徹底等に、一貫して取り組んでおります。また、原料原産地などの情報につきましても、事業者の主体的な取組みとして、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供の強化に努めているところです。

新食品表示制度については、食品表示一元化検討会による1年間の検討を経て報告書がまとめられており、また、食品表示におけるこれまでの長い検討の経過や経緯があることから、これらを十分に踏まえた法案の作成、制度設計が必要と考えております。

消費者庁により本年（平成24年）11月1日に公表された「新食品表示制度についての意見交換会」の趣旨、及び「新食品表示制度のポイント（イメージ）」（以下「表示のポイント（イメージ）」という。）につきましても、以下のように考えております。

（要旨）

新食品表示制度については、食品表示一元化検討会報告書（以下「報告書」という。）、これまでの積年の議論等を十分に踏まえて頂きたい。

- ①新食品表示制度の「目的」は、「報告書」の通り、「食品の安全性確保に係る情報が～最優先」とし、消費者の商品選択についても、「機会の確保」ではなく「判断に影響を及ぼす重要な情報」に限定すること。
- ②用語の定義の統一・整理、国際規格（Codex）との整合性をとること。
- ③「表示の見やすさ」については、「表示項目を絞り、文字を大きくする」（消費者庁WEB調査結果72.6%）ことにより、消費者にわかり易く見やすい、かつ、事業者にも作成しやすい表示とすること。
- ④義務表示事項は、罰則を伴う以上、単に「知りたい表示」ではなく、「商品選択の際に真に必要としている表示」、「消費者を誤誘導し風評被害を招かないか」等の実態を調査・検証し優先順位を付けて見直していくこと。
- ⑤栄養表示の義務化は、「環境整備」が大前提であり、特に、消費者教育の強

化、多数の中小零細な食品製造事業者（事業所数の99%）の実行可能性を担保する支援（計算値方式等の導入、公的データベースの整備等）が必須。

⑥原料原産地表示は、検討会で「制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。」（第10回検討会資料）ことを十分に念頭に置く必要があり、「報告書」でも「現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、～ 検討を行う。」とされたことを十分に踏まえる必要があること。

⑦「是正措置」、「調査権限」及び「申出制度」については、関係行政組織の肥大化、監視コスト・社会的コストの増大、事業者への過度の負担等を招来しないこと、また、執行・監視体制の一元化が必要であること。

（本文）

I. 新食品表示制度について

新食品表示制度（法律レベル、表示基準レベル）については、食品表示一元化検討会での議論やその「報告書」を十分に踏まえて頂きたい。特に、以下の点について十分、ご留意願いたい。

（1）①新食品表示制度の「目的」は、「報告書」に記載されている通り、「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先」（「報告書」2（3）ア）とすべきであり、さらに、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」にある「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示」については、「機会の確保」ではなく、「報告書」にあるように「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」（「報告書」2（3）ア）に限定すべきであること。

②「表示のポイント（イメージ）」では、「～、より一般的・包括的な目的を持つ食品表示法（仮称）を新たに定める～」とされているが、罰則を伴う表示制度である以上、ルールの特明性及び行政の予見可能性が十分に確保される必要があること。

（2）①用語の定義の統一・整理を行うこと、及び、恣意的な変更が容易なQ & Aでなく告示レベル等でルール全体の一覧性を確保すること（「報告書」2（3）イ）。

②食品表示に関する国際規格（Codex）との整合性をとること。

（3）①「表示の見やすさ（見付けやすさと視認性）」（「報告書」2（3）エ）について、「小さい文字でも多くの情報を載せる」（消費者庁平成23年12月「食品表示に関する消費者の意向等調査（WEBアンケート）」）

ート結果)」(以下「WEBアンケート結果」という。(参考資料))
が27.4%であったのに対し、「表示項目を絞り、文字を大きくする」が72.6%であったように、義務表示事項を絞り込み、消費者にとってわかり易く見やすい、かつ、事業者にとっても作成しやすい表示とすること。

- ②義務表示事項の見直しについても、「食品表示の一元化に当たって優先順位の考え方を導入する機会に、情報の確実な提供という観点から現行の義務表示事項について検証を行うべきである。」(「報告書」2(4)イ)とされていること。
- ③このため、義務表示事項は、罰則を伴うことから、消費者が単に「関心があるもの(表示)」や「知りたいもの(表示)」ではなく、「商品選択の際に本当に必要としているもの(表示)とは何か」、「表示させることにより、かえって消費者を誤誘導し、風評被害を招くことにならないか」等の実態を十分に調査・検証した上で、優先順位を付けて見直していく必要があること。

- (4) 栄養表示については、「義務化を円滑に進めるために必要な環境整備」(「報告書」4(6))が進められることが義務化の大前提であり、特に、
- ①消費者が栄養情報を活用し、それを考慮した消費行動が行えるようにするための消費者教育の強化充実、
 - ②事業者、特に多数(事業所数の99%)の中小零細な食品製造事業者の実行可能性を担保し、円滑に栄養表示が行えるようにするための支援の実施(計算値方式等の導入、公的データベースや支援ツールの整備等)
- が必須であること。

- (5) 原料原産地表示については、
- ①検討会の議論では、「原料原産地表示制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。」(第10回検討会資料1)ということ十分に念頭に置く必要があること、
 - ②「報告書」においても、「現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、～、検討を行うことが適当である。」(「報告書」5)とされたこと
- 等から、「表示のポイント(イメージ)」の2頁「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール(イメージ)」における、「新たな検討の場での検討(対象品目の選定2要件の見直し等)」及び「実施」は、消費者に誤

解を与えるものであり不適切であること。

- (6) 今般の「『新食品表示制度についての意見交換会』の開催について」の「補足的な解説」における「是正措置」、「調査権限」及び「申出制度」については、検討会では、何ら議論がなされていないものであるが、
- ①関係行政組織の肥大化、監視コストや社会的コストの増大、事業者への過度の負担等を招来しないこと、
 - ②現状の農政局・地域センターや県・保健所等によるバラバラな執行・監視体制を一元化すること
- 等が必要であること。

II. 原料原産地表示、栄養表示について

原料原産地表示、栄養表示についての課題等は、以下のとおりである。

1. 加工食品の原料原産地表示について

- 1) 加工食品の原料原産地表示については、厚生労働省、農林水産省の共同開催による「食品の表示に関する共同会議」（以下「共同会議」という。）において学識経験者、消費者団体、農業生産者団体、食品事業者団体等の委員により長年にわたり検討が行われてきている。平成20年7月に共同会議での議論が再開され、事業者・消費者団体へのヒアリング、一般消費者の意見をを得るための全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、さらに全国7か所においてそれぞれの地域で活動する消費者・生産者・事業者の参加による意見交換会の開催等、様々な場を活用して意見が聴取され、それらを踏まえて引き続き議論が重ねられた結果、加工食品の原料原産地表示についての考え方をとりまとめた報告書No.7「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して ―JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について―」（平成21年8月28日。）が公表されている。

この報告書において、JAS法における原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の品目横断的な基本的な要件として、これまでの

- 要件Ⅰ : 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- 要件Ⅱ : 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

について、今後とも基本的に維持すべきである、とされている。

こうしたこれまでの長い検討の経緯を踏まえ、加工食品の原料原産地表示

示については、引き続き要件Ⅰ、要件Ⅱを維持する必要があると考える。

また、表示の義務化について検討する際は、平成21年のJAS法改正（同年5月30日施行）により原料原産地の偽装については、直罰規定が設けられたことを踏まえ、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示の実行可能性を十分勘案する必要がある。

従って、消費者、食品製造事業者等に混乱を引き起こさないよう、上記の品目横断的な基本的な要件、表示の実行可能性等、これまでの共同会議での検討結果を十分に踏まえる必要があると考える。

なお、国産原材料の生産振興等の観点からは、JAS法に基づく「特色のある原材料等の表示」、いわゆる強調表示を行うことにより対応することが最も適切であり、その積極的な活用が図られる必要がある。

2) また、加工食品（22食品群及び個別4品目を除く。以下、2）において同じ。）における原料原産地表示については、以下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する等の方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重に願いたい。

- ① 原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではないにもかかわらず、消費者庁による「WEBアンケート結果」によれば、消費者の多く（回答者の61%）は、原料原産地表示は「安全性を確認するため」と回答している。このため、原料原産地表示の拡大は、食品の安全性について消費者を誤誘導し、風評被害（福島県産、中国産の忌避等）を招く等の問題があること。
- ② 原料原産地表示を広範に義務付けている国はほとんどなく（国際規格（Codex）で原料原産地表示は表示すべき項目に入っていない。）、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定されること。
- ③ 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数（事業所数の99%）の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。平成21年のJAS法の

改正により、原料原産地の偽装には、直罰規定が設けられたことから、中小零細な食品製造事業者にとっても表示の実行可能性が十分に担保される必要があること。また、表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。

④ 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達に制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。

⑤ 原料原産地表示における「国産」・「外国産」又は「輸入」といった「大括り表示」及び「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があること。

ア) 加工食品においては、一つの原材料について、「国産」原料と「外国産（輸入）」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では「国産」の文字が入ることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。

イ) 現在、原料原産地表示が義務付けられている22食品群等については、重量順の原料原産地（国名等）の表記である一方、22食品群等以外の加工食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産（輸入）」の表記となり、22食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費者等の混乱を招く恐れがあること。

ウ) 「外国産（輸入）」との表示では、消費者から「国名隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。

エ) 「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。

2. 栄養表示について

加工食品の栄養成分表示については、消費者庁の「栄養成分表示検討会」において「栄養表示の義務化に向けた課題」が整理され、それらの課題とともに、以下の課題等（一部重複）もあることから、一律に義務付する前に栄養

表示に関する自主的な取組が円滑に進むよう公的なデータベースの整備を含め、必要な環境整備を進める必要がある。

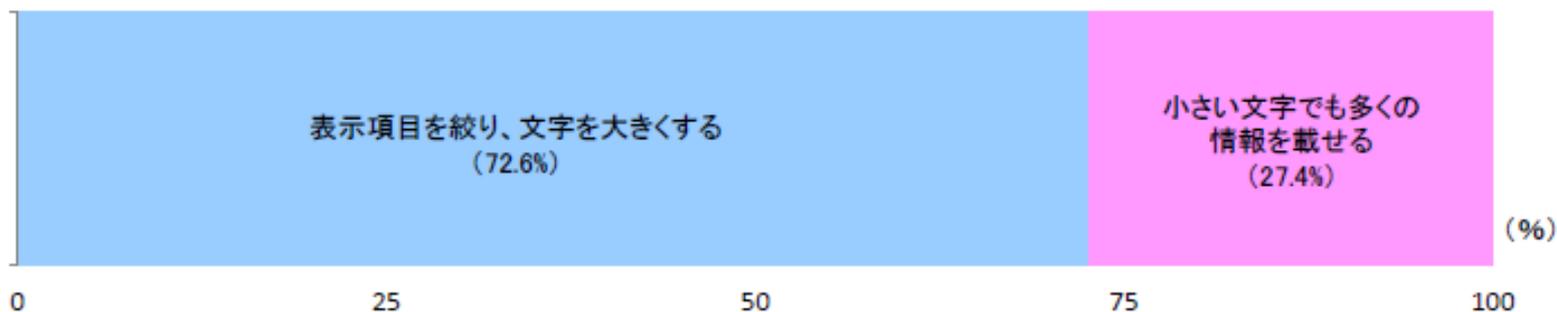
- 1) 多くの加工食品において、ラベルにはJAS法、食品衛生法による一括表示を始め、資源有効利用促進法によるPET、アルミ等のマーク、特保マーク等、多岐にわたる事項を、食品の容器包装等に表示することが義務付けられており、表示スペースが無いこと、また、アレルギー表示等の健康危害に係る重要な情報の視認性の低下等を招くこと。
- 2) 事業者、特に、我が国食品製造業の99%を占める中小零細事業者にとって、すべての食品を分析して正確な値を確認することは困難であり、実際には計算値による含有量を求めることが多くなると考えられる。加工食品の生鮮原料では、季節や産地により栄養成分の含有量に差が出ることから、政府は、食品標準成分表等の公的データをあらかじめ整備し、情報開示する必要があること。
- 3) 現行の栄養表示基準における誤差の許容範囲については、個体差の大きい原料を使用する加工食品・惣菜・弁当等において、許容範囲内に収まることが困難な場合もあり、諸外国の例も参考に、事業者にとって実行可能性の高い誤差の許容範囲の設定方法について検討する必要があること。
- 4) 消費者が商品選択をするに当たって判りやすい表示であるためには、「100g当たり」の含有量とする基準ではなく、「1食当たり」の含有量を表示する方が基準として適切であるとする意見も少なくない。このためには、政府により、各食品ごとの「1食当たり」の定義等をあらかじめ整備しておく必要がある。
これは、例えば、「濃縮タイプ（希釈して使用）」の製品では、「100g当たり」の含有量表示は見かけ上、過大な数値となり、消費者に誤解を与えることになること。

以上

わかりやすい表示の方法①

食品の表示をより分かりやすく、活用しやすいものにするためにどんなことが必要だと思いますか。(n=1,083)

Q12 文字の大きさと情報量について、以下のうち、必要と思うものを選んでください。



Q13 容器包装とそれ以外の表示媒体(ウェブやPOP表示等)について、以下のうち、必要と思うものを選んでください。



消費者の確認事項④

加工食品を購入する際に、商品選択のために、「いつも参考にしている」もしくは「ときどき参考にしている」表示項目について、その理由を伺った結果は、下記のとおり(最も多い理由について赤字で表示)。

参考にしている理由としては、「安全性を確かめるため」が最も多く、次いで「品質を確認するため」、「好みに合わせた商品を選択するため」の順になった。

Q6 Q5で「いつも参考にしている」もしくは「ときどき参考にしている」と答えた表示項目(ただし、「価格」についてはお伺いしません。)について、参考にしている理由は何ですか。それぞれについてお答えください。(複数回答可)

項目	(回答数)	好みに合わせた商品を選択するため	品質を確認するため	安全性を確かめるため	安心感の得られる商品を選ぶため	健康管理のため	その他
消費期限・賞味期限	(n=946)	60 (6.3%)	413 (43.7%)	434 (45.9%)	313 (33.1%)	104 (11.0%)	41 (4.3%)
原材料名	(n=789)	145 (18.4%)	358 (45.4%)	360 (45.6%)	253 (32.1%)	106 (13.4%)	14 (1.8%)
内容量	(n=766)	335 (43.7%)	94 (12.3%)	36 (4.7%)	63 (8.2%)	85 (11.1%)	211 (27.5%)
輸入品の原産国・製造国	(n=757)	33 (4.4%)	237 (31.3%)	477 (63.0%)	388 (51.3%)	51 (6.7%)	14 (1.8%)
原材料の原産地	(n=736)	36 (4.9%)	233 (31.7%)	449 (61.0%)	371 (50.4%)	49 (6.7%)	14 (1.9%)
食品添加物	(n=657)	28 (4.3%)	194 (29.5%)	422 (64.2%)	239 (36.4%)	163 (24.8%)	8 (1.2%)
名称	(n=656)	375 (57.2%)	169 (25.8%)	87 (13.3%)	125 (19.1%)	23 (3.5%)	29 (4.4%)
栄養表示	(n=639)	71 (11.1%)	113 (17.7%)	84 (13.1%)	103 (16.1%)	426 (66.7%)	13 (2.0%)
保存方法	(n=626)	63 (10.1%)	216 (34.5%)	217 (34.7%)	135 (21.6%)	73 (11.7%)	84 (13.4%)
遺伝子組換え表示	(n=589)	20 (3.4%)	155 (26.3%)	373 (63.3%)	260 (44.1%)	112 (19.0%)	10 (1.7%)
製造者・販売者等の名称及び所在地	(n=562)	36 (6.4%)	165 (29.4%)	241 (42.9%)	284 (50.5%)	25 (4.4%)	37 (6.6%)
栄養成分の強調表示	(n=551)	86 (15.6%)	90 (16.3%)	63 (11.4%)	93 (16.9%)	332 (60.3%)	19 (3.4%)
食べ方、調理方法に関する事項	(n=427)	221 (51.8%)	56 (13.1%)	61 (14.3%)	61 (14.3%)	44 (10.3%)	69 (16.2%)
アレルギー(特定原材料)の表示	(n=321)	17 (5.3%)	60 (18.7%)	151 (47.0%)	105 (32.7%)	100 (31.2%)	20 (6.2%)
問い合わせ先窓口の電話番号	(n=129)	9 (7.0%)	31 (24.0%)	36 (27.9%)	41 (31.8%)	8 (6.2%)	18 (14.9%)

現行表示のわかりやすさ③

Q11 加工食品を購入する際に必要と思う事項についてお伺いします。

加工食品への表示面積には限りがありますが、現在食品に表示されている事項(原材料名、内容量、期限表示、保存方法、製造者、販売者等の名称及び所在地等)以外で、表示を追加してほしい事項はありますか。

ある場合、具体的に何を追加してほしいか、よろしければ理由も合わせてご記入ください。(1番追加してほしいものから順に最大3つまで)

※追加事項例:開封後の取扱い方法、問い合わせ先窓口の電話番号、商品のロット番号、原料の原産地名、製造年月日等

追加希望事項(主なもの)	理由
原料の原産地(又は原産国)名 (107件)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質が気になるから(国内産でなく県名を表示してほしい)。 ・摂取したくない国内地域や外国があるから。 ・農業などを必要以上に使ってる食品原料があっても分からないと困るので(例・中国など)。 ・安全かどうか確認したいから。
栄養成分関連 (44件)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要としている栄養素的確に購入する為。 ・栄養所要量の計算に使うため詳細な情報が知りたい。 ・カロリー表示が有っても内容量がはっきり記入していない物が時々ある。例えば「1個当たり」といった表示ではKcal/gが判らない。
放射能関連(40件)	<ul style="list-style-type: none"> ・気になるから(不安だから、心配だから)。 ・放射能検査を実施したかどうかを表示すれば、安心感が高まる。
製造年月日 (35件)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費期限だけでは鮮度がわかりにくいから。 ・なるべく新しいものがほしいから。
開封後の取り扱い表示 (28件)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に開けてからの時間が長いことが多いため、その時の保存方法や消費期限が知りたい。 ・消費・賞味期限は未開封の場合だと思うので、開封後の取り扱いが知りたい
開封後の消費期限 (21件)	<ul style="list-style-type: none"> ・未開封の場合しか記されていない場合が多く、開封後すぐ食べなければならないのか日持ちするのかわからない。 ・お早めにとあるがどの程度の期間保存できるのか保存法と共に記載してほしい。
調理方法 (15件)	<ul style="list-style-type: none"> ・いつもしない調理方法が載っているとやってみようかなと思って買う。 ・調理するのに助かる。
簡単な製造過程(5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな経路で製造しているか気になるから。 ・安心して食べられる。
定価(2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・お得かどうか知りたい。